

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査等の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 | 監査の対象 | 市民生活部 |
| 3 | 監査の着眼点 | 令和4年度4月～10月分 必要に応じて令和3年度分
令和4年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による |
| 4 | 監査の実施場所 | 実施計画に定める実施場所 |
| 5 | 監査の日程 | 令和4年12月1日～令和5年1月25日 |
| 6 | 監査の結果 | |

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、消費生活課、市民課及び斎苑が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。

イ 岐阜市会計規則第32条では、歳入を徴収するときは、納入すべき金額、納入義務者、納期限及び納入場所等を調査し、直ちにこれを調定しなければならないとされている。

しかしながら、公文書複写代及び郵送料について、公文書公開の請求者が金融機関で納入する場合には納入義務者を公文書公開の請求者として調定すべきところ、岐阜市出納員として調定しているものがあった。

ウ 岐阜市会計規則第69条は、「支出命令者は、支出命令書を作成したときは、支出の内容を明らかにした支出負担行為書その他の関係書類とともに、直ちに、会計管理者に送付しなければならない。」と規定している。

しかしながら、長期継続契約に係る令和4年4月分の3件の委託料の支

払いに関し、財務会計システムにおいて、履行期間前の次期契約に係る支出負担行為書を選択して支出命令書を作成し、履行期間中の現契約に係る支出負担行為書とともに会計管理者に送付していた。

今後は、岐阜市物品管理規則及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 適正な事務執行について

ア 退職願を提出した職員の退職内申の発令に係る決裁文書が他の文書に紛れてファイリング・キャビネットに保管されていたため、事務処理が完了せず、結果として退職発令がないまま退職した職員に退職後3か月分の基本報酬合計156,300円が誤支給されていた。

イ 国民健康保険料の収納員が滞納者から収納した保険料20,000円について、収納時に発行する領収書に誤った年度を記載したため、別の被保険者から収納したものと誤って事務処理された。これにより、滞納者は未納付のままで、別の被保険者に20,000円が過納金として還付されていた。

ウ 令和4年12月9日支払予定分の国民健康保険高額療養費(711件、対象金額8,968,926円)について、担当職員に代わって事務処理を行った職員が振込日を誤って記載したため、予定日に振込ができなかった。

今後は、同様の事案が起らないよう事務取扱マニュアル等に従い職務を遂行されるよう職員に指導徹底を図られたい。

(3) 国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率の向上について

国民健康保険料及び国民健康保険税の収納率は、令和3年度決算において、前年度比1.17ポイント増の78.90%であった。

また、令和4年10月末現在の滞納繰越分に係る収入未済額は1,524,690,035円である。

今後とも、滞納繰越分の早期回収に努めることはもとより、現年賦課分の早期回収を図ることで滞納繰越の発生を抑制するように努力されたい。